

現場代理人の兼務に係る請負金額要件の見直しについて

「建設業法施行令の一部を改正する政令」が公布され、主任技術者及び監理技術者の専任を要するとされる請負金額の下限が引き上げられました。このことを受け、現場代理人の兼務が認められる上限を同額まで引き上げます。

よって、現場代理人の兼務が認められる要件は、以下のとおりとなります。

(変更前)

	ケースⅠ ※1)	ケースⅡ	ケースⅢ
発注機関	福井市	福井市	国又は 地方公共団体
兼務件数	3件以内	3件以内	3件以内
その他 条件	・ 工事現場がすべて福井市内 ・ 各々の請負金額が4,000万円未満 ※2)	・ 密接な関係にある2以上の建設工事を同一の建設業者が施工する場合	・ 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われているとき ・ 同一工場内で製作されているとき

※1 ①災害復旧工事を含む場合は福井市、国又は福井市以外の地方公共団体が発注する工事との兼務を認め、兼務件数に含めない。

②福井市外の災害復旧工事を含む場合は相互の間隔（近距離）が10km以内

※2 建築一式工事は、4,000万円を8,000万円と読み替える。



(変更後)

	ケースⅠ ※1)	ケースⅡ	ケースⅢ
発注機関	福井市	福井市	国又は 地方公共団体
兼務件数	3件以内	3件以内	3件以内
その他 条件	・ 工事現場がすべて福井市内 ・ 各々の請負金額が4,500万円未満 ※2)	・ 密接な関係にある2以上の建設工事を同一の建設業者が施工する場合	・ 橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われているとき ・ 同一工場内で製作されているとき

※1 ①災害復旧工事を含む場合は福井市、国又は福井市以外の地方公共団体が発注する工事との兼務を認め、兼務件数に含めない。

②福井市外の災害復旧工事を含む場合は相互の間隔（近距離）が10km以内

※2 建築一式工事は、4,500万円を9,000万円と読み替える。